

# 神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

受講料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）  
生活保護（生業扶助）受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

## 1 申請できる方 令和6年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯

### (1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに（できれば7月中に）ご確認ください。

### (2) 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和6年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。
- 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、保護者全員の令和6年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。  
※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。  
※ 定額減税後の所得割額で審査を行います。

### (3) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。  
※ 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科を含みます。  
※ (1)～(3)に該当する方で、就学支援金や奨学金を申請した方も対象となる場合があります。

## 2 申請期間 令和6年7月1日（月）～令和6年12月13日（金）

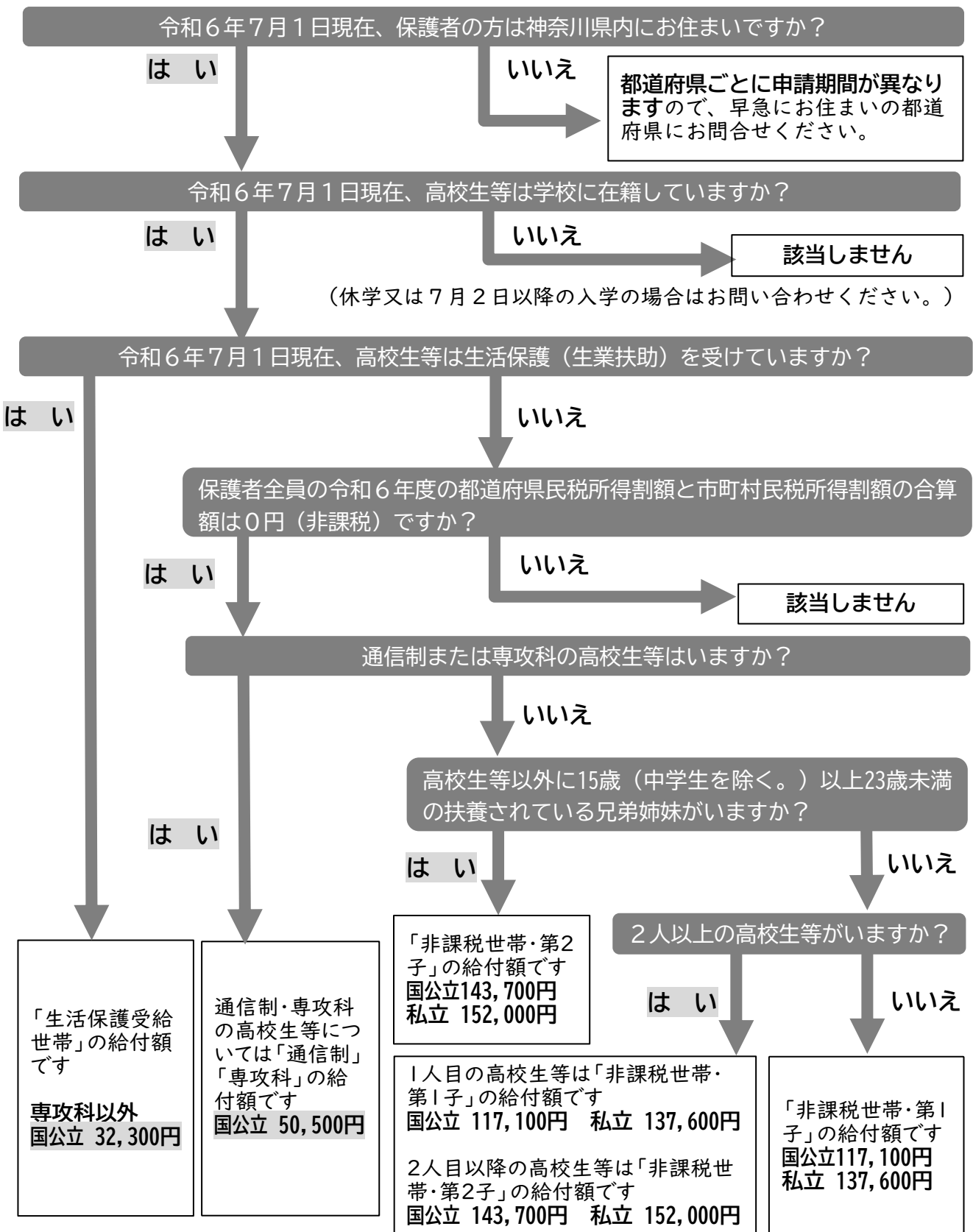
- 令和6年度から、電子申請を導入することとなりました。詳細は申請マニュアル等をご確認ください。（神奈川県高校生等奨学給付金・通常給付・修悠館高校HP）
- なお、電子申請が不可能な場合や著しく困難な場合は、申請書（紙）での申請も受け付けますので、学校担当者までお申し付けください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

## 3 支給時期 申請した月の2か月～3か月後の末頃を予定（就学支援金受給者決定後）

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- 就学支援金受給者決定後の支給になります。（例）7月申請⇒10月末頃支給の予定）

※4 非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方は、神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）詳細版＞の3ページをご覧ください。

通常給付（詳細版）や申請書類は、事務室に用意していますので、お申し出ください。  
問合せ先：神奈川県立横浜修悠館高等学校 事務室 電話 045-800-3712



※保護者が神奈川県外在住の方は、お住まいの都道府県にお早めにお問合せ下さい。

(文部科学省奨学給付金問合せ一覧)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm) (外部サイトヘリンク)

(横浜修悠館高等学校ホームページ内から文部科学省奨学給付金問合せ一覧にリンクできます)